

BallClub 蹴球塾 規約

第1条(名称及び所在地)

本スクールは、「BallClub 蹴球塾」と称し、その事務局は、大阪府大東市南津の辺 22-26 2階に所在します。

第2条(運営)

本スクールの運営は、「BallClub」が行います。

第3条(目的)

本スクールはスポーツを通じて、サッカー人としての人間形成。仲間と共にサッカーを楽しみながらもお互いを高め合い時には、「スポーツマンハート」～自己主張・尊重・協調性・努力～を獲得することを目的とします。

第4条(入会資格)

入会資格は、本規約を遵守し各クラスに定められた対象に該当する者としてします。

第5条(入会)

入会を希望する場合、所定の入会申込書に必要事項を明記し当スクールの承認を得た上で、月会費2ヶ月分をお支払い頂きます。その手続きが完了した時点で会員となります。

第6条(休会)

休会は、休会する前月10日までに届出があった場合認められます。但し、休会期間は連続して2ヶ月以内を限界とします。

第7条(退会)

退会する場合、所定の届出用紙に必要事項を明記し退会する前月の10日までに本スクールへ提出して下さい。

第8条(月謝)

入会時、月会費2ヶ月分は受付にて現金で頂きます。3ヶ月目以降は自動引き落としにさせて頂きます。納めた月謝は特段の事由がない限り原則として返金しません。

第9条(入会金・月謝等の変更)

本スクールは入会金・月謝などを変更することができます。

第10条(駐車場)

本スクールは駐車場がございません。近くのパーキングを御利用下さい。
駐車料金は自己負担になります。

第11条(責任事項)

会員あるいは会員以外の施設利用者が、本スクールの利用に際して生じた人的・物的事故及び金品の紛失・盗難については、本スクールは賠償の責を負いません。また、天災などの不可抗力の事由により生じた事故についても、当スクールは責任を負いません。会員が本スクール施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由により本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を負って頂きます。

第 12 条(変更事項)

入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、本スクール所定の用紙に変更事項を記載の上、速やかに提出していただきます。

第 13 条(資格喪失)

会員は次の場合にその資格を失うこととなります。

- (1) 死亡
- (2) 除名
- (3) 本スクールからの解約

第 14 条(除名等)

次のいずれかに該当する行為があった場合、本スクールは該当する会員の会員資格を一時停止または除名することができます。

- (1) 本スクールの名誉を傷つけることや他の会員に著しく迷惑となるような行為があったとき
- (2) 本スクールの規約およびその他の規約に違反したとき
- (3) 会費、その他の支払いを二ヶ月以上滞納し、本スクールより督促を受けてもなお所定の期限までに支払いのないとき
- (4) その他、処分を相当とする行為があり、本スクールがそれを決議したとき

第 15 条(スクールからの解約)

本スクールは、いつでも1ヶ月分の月謝を払い戻すことにより会員との間に入会契約解約することができます。

第 16 条(休業・閉鎖)

本スクールは、次の理由により施設の場所変更、または休業をすることがあります。

- (1) 天災・地震その他やむを得ない事情により開場が不可能なとき
- (2) 施設の利用権利がないとき
- (3) 社会情勢、経済状況に重大な異変があるとき
- (4) 祝祭日のとき *振替日はございません

第 17 条(コースの新設、廃止等)

本スクールは、利用状況などにより1ヵ月前の予告をもってコースの新設、曜日および時間帯の変更または廃止をすることができます。

第 18 条(利用規定)

本規約は定めのない事項および業務遂行上必要な事項は、利用規定等による他、必要に応じ本スクールが定めるものとする。

第 19 条(諸規則の遵守)

会員は本規約および本スクールが別に定める諸規則を遵守しなければなりません。

第 20 条(改正)

本規約の改正・変更は、本スクールの定めるところによるものとし、本スクールに関するその他の諸規則についても同様とし、それらの効力は全ての会員におよぶものとします。

第 21 条(発効)

本規約は、平成 25 年 7 月 22 日より発効します。